

債券内容説明書
平成 22 年 2 月 18 日現在

広島県・広島市折半保証
第 3 回広島高速道路債券



広島高速道路公社

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「広島県・広島市折半保証第3回広島高速道路債券」（以下「本債券」という。）は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号。以下「公社法」という。）第27条の2に基づき、広島高速道路公社（以下「当公社」という。）が発行する公募債券です。
2. 本債券は、広島県・広島市（以下「設立団体」という。）が折半して債務保証をしている公募債券です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条により同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。
本説明書は、当公社の事業、財務の内容等について、公社法第26条に定める財務諸表等をもとに、当公社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。
また、本説明書においては、保証体である広島県及び広島市に係る開示はなされておられません。
4. 当公社の財務諸表は、公社法及び公社法施行規則（昭和45年建設省令第21号）、並びに広島高速道路公社会計規程及び同実施細則に基づき作成され、公社法で規定する当公社監事による意見を付した上で、設立団体の長である広島県知事及び広島市長に提出しているものです。
なお、上記の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定は適用されないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けておりません。

本説明書は、以下の場所に備え置き閲覧に供しています。

広島高速道路公社総務部総務課（本社）

広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ内（12階）

電話番号：082-249-3693（代表）

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	2
1 新規発行債券	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務	6
3 新規発行による手取金の使途	6
第二部 法人情報	7
第 1 法人の概況	8
1 主要な経営指標等の推移	8
2 沿革	10
3 事業の内容	11
4 関係会社の状況	26
5 職員の状況	26
第 2 事業の状況	27
1 業績等の概要	27
2 対処すべき課題	33
3 事業等のリスク	35
4 経営上の重要な契約等	35
5 研究開発活動	36
6 財政状態及び経営成績の分析	36
第 3 設備の状況	38
1 設備投資等の概要	38
2 主要な設備の状況（事業資産）	38
3 設備の新設、除却等の計画	39
第 4 法人の状況	40
1 基本金の推移	40
2 役員の状況	40
3 コーポレート・ガバナンスの状況	42
第 5 財務の状況	43
1 財務諸表の作成方法	43
2 財務諸表の提出	43
3 財務諸表等	43
(1) 平成 20 事業年度	44
① 監事の意見書	44
② 財務諸表	45
(2) 平成 19 事業年度	49
① 監事の意見書	49
② 財務諸表	50

- (注) 1. 本説明書の数値は、特に他の記載のない限り、平成 21 年 4 月 1 日現在のものです。
2. 本説明書中の表においては、数値が原則として四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
3. 当社の事業年度は、各年 4 月 1 日に開始し、翌年の 3 月 31 日に終了します。本説明書中、「平成 20 事業年度」とは、平成 20 年 4 月 1 日に開始し平成 21 年 3 月 31 日に終了した事業年度をいい、他の表記もその例になります。

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1 新規発行債券

銘 柄	広島県・広島市折半保証 第 3 回広島高速道路債券	債券の総額	金 14,000 百万円
記名・無記名の別	—	発行価額の総額	金 14,000 百万円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	平成 22 年 2 月 18 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込 金に振替充当する。申込証拠 金には利息を付けない。
利率	年 1.463%	払込期日	平成 22 年 2 月 26 日
利払日	毎年 2 月 26 日及び 8 月 26 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の 本店及び国内各支店
償還期限	平成 31 年 12 月 20 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目 1 番 1 号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれを付け、平成 22 年 8 月 26 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 2 月 26 日及び 8 月 26 日の 2 回に、各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息を付けない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p style="padding-left: 2em;">別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。</p>		
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p style="padding-left: 2em;">各債券の金額 100 円につき金 100 円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成 31 年 12 月 20 日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p style="padding-left: 2em;">別記「摘要」欄「8 元利金の支払」記載のとおり。</p>		
担 保	本債券には担保は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。		

保 証	本債券の元金及び利息の支払については、公社法の定めるところにより、設立団体である広島県及び広島市の議会議決（広島県 平成 21 年 3 月 17 日議決、広島市 平成 21 年 3 月 26 日議決）に基づき、設立団体が折半して保証する。
財 務 上 の 特 約	担保提供制限 該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)
	その他の条項 該当事項なし
取 得 格 付	該当事項なし
摘 要	<p>1 振替債</p> <p>本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社広島銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項並びに当公社及び募集の受託会社との間の平成 22 年 2 月 18 日付広島県・広島市折半保証第 3 回広島高速道路債券募集委託契約に定める事務を行う。</p> <p>(4) 株式会社広島銀行は、本債券に関し、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程において定める発行代理人業務及び支払代理人業務を行う。</p> <p>3 公告の方法</p> <p>(1) 当公社は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に係る事項であって、募集の受託会社が本債券の債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、広島県報及び広島市報にこれを公告する。</p> <p>4 債券原簿の公示</p> <p>当公社は、当公社本社内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>5 本債券の発行要項の変更</p> <p>(1) 当公社は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き本債券の発行要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本債券の発行要項が変更されたときは、当公社はその内容を公告する。ただし、当公社と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合はこの限りでない。</p>

<p>摘 要</p>	<p>6 本債券の債権者集会</p> <p>(1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。</p> <p>(2)債権者集会は、広島市において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、当公社又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。</p> <p>(4)本債券の総額（償還済みの額を除き、当公社が有する当該債券の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当公社又は募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。</p> <p>(6)前号の規定にかかわらず、当公社は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本債券の発行要項の定め違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9)本債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。当公社又は募集の受託会社は、その代表者若しくは代理人を債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。債権者集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。</p> <p>(10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるとする。</p> <p>(11)本項に定めるほか、債権者集会の手續の細則については、当公社と募集の受託会社が協議してこれを定め公告する。</p>
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>摘 要</p>	<p>7 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務</p> <p>(1)当社は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令又は当社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当社に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>8 元利金の支払</p> <p>本債券の元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。</p>
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
	三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	7,000	1 引受人は本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号	7,000	2 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金30銭とする。
	計		14,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号		

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
14,000,000,000円	45,900,000円	13,954,100,000円

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額13,954,100,000円は、公社法第21条第1項及び広島高速道路公社定款(以下「定款」という。)第13条第1項に定める道路の新設及び借換資金の支出に充当します。

第二部 法人情報

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年度	平成 16 事業年度	平成 17 事業年度	平成 18 事業年度	平成 19 事業年度	平成 20 事業年度
経常収益	3,710	3,737	6,076	5,482	6,674
道路料金収入	3,238	3,344	3,516	3,848	4,053
道路管理費	878	922	987	1,135	1,364
償還準備金繰入 *1	1,522	1,590	1,563	1,538	1,520
償還準備積立金繰入 *2	192	230	1,747	497	589
支払利息 *3	723	711	849	1,080	1,067
有利子負債残高 *4	88,267	97,584	107,687	119,974	131,971
償還準備金 *5	6,175	7,766	9,329	10,868	12,387
償還準備積立金 *6	4,074	4,304	6,051	6,548	7,137
基本金 *7	43,677	49,118	54,210	61,275	66,640
純資産額 *8	43,795	49,236	54,331	61,409	66,774
総資産額 *9	212,063	237,807	257,622	292,715	321,268
職員数 *10	89 人	86 人	87 人	87 人	90 人

(注) 1. 当会社には議決権を所有する子会社及び関連会社がないため、連結財務諸表は作成していません。

2. 消費税は税込方式によっています。

主要な経営指標等の説明

- *1 償還準備金繰入＝毎期の道路事業に係る収入と金利を含む費用の差（収支差）
- *2 償還準備積立金繰入＝毎期の有料道路建設事業に係る消費税の還付金
- *3 支払利息＝債券利息＋借入金利息（地方公共団体借入金、公営企業金融公庫（現・地方公共団体金融機構。以下同じ。）借入金、市中銀行等借入金）
- *4 有利子負債残高＝道路債券＋地方公共団体借入金＋公営企業金融公庫借入金＋市中銀行等借入金
- *5 償還準備金＝償還準備金繰入の累計
- *6 償還準備積立金＝償還準備積立金繰入の累計
- *7 基本金＝地方公共団体（設立団体）の出資金
- *8 純資産額＝基本金＋剰余金
- *9 総資産額＝流動資産＋固定資産＋繰延資産＝資産合計
- *10 職員数＝各事業年度 4 月 1 日現在の定員（役員を除く。）

[参考] 広島高速道路事業における主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年度	平成 16 事業年度	平成 17 事業年度	平成 18 事業年度	平成 19 事業年度	平成 20 事業年度
営業中道路に係る収益 *11	3,266	3,370	3,569	3,915	4,126
営業中道路に係る費用 *12	1,744	1,780	2,006	2,377	2,606
償還準備金繰入	1,522	1,590	1,563	1,538	1,520
収支率 *13	53.4%	52.8%	56.2%	60.7%	63.2%
道路資産 *14	97,007	97,007	143,578	143,876	144,806
償還準備金	6,175	7,766	9,329	10,868	12,387
償還準備積立金	4,074	4,304	6,051	6,548	7,137
要償還額 *15	86,758	84,937	128,198	126,461	125,282
償還率 *16	10.6%	12.4%	10.7%	12.1%	13.5%

広島高速道路事業における主要な経営指標等の説明

*11 営業中道路に係る収益＝道路料金収入＋業務雑収入＋道路部門の業務外収益

*12 営業中道路に係る費用＝道路管理費＋一般管理費（一般管理費、退職給与引当金繰入、減価償却費）＋業務外費用

*13 収支率（％）＝（営業中道路に係る費用／営業中道路に係る収益）×100

*14 道路資産＝営業中道路投資額

*15 要償還額＝道路資産－償還準備金－償還準備積立金

*16 償還率（％）＝（（償還準備金＋償還準備積立金）／道路資産）×100

2 沿革

(1) 設立までの経緯

広島都市圏における幹線道路網計画については、平成4年8月、広島周辺幹線道路網整備連絡協議会（構成：建設省中国地方建設局、広島県、広島市、日本道路公団）において、「高速性・定時性機能の強化」を図る観点から、自動車専用道路等の計画を明確にした幹線道路整備の基本的な考え方がとりまとめられました。

平成6年12月にはこの計画に盛り込まれている広島都市圏の自動車専用道路網のすべてが地域高規格道路に指定されました。

その後、これらの自動車専用道路網整備の進め方について、中国地方建設局、広島県、広島市において種々調査・検討が重ねられ、平成8年4月、中国地方建設局長、広島県知事、広島市長の間において、広島都市圏の自動車専用道路網の整備促進を図るため、「指定都市高速道路」の導入を積極的に進めることが合意されました。

これを受けて、平成9年度予算要望において指定都市高速道路の事業化を要望し、自治大臣の出資承認、建設大臣の設立認可を得て、平成9年6月3日、当社が設立されました。

(2) 当公社設立以降

年 月	事 項
平成 9 年 6 月	広島高速道路公社の設立 安芸府中道路の都市計画の決定
平成 9 年 9 月	広島高速道路（4路線）の整備計画及び工事実施計画の許可（建設大臣）
平成 9 年 10 月	高速1号線（馬木～間所間）4.2kmの供用（一般有料道路安芸府中道路から高速1号線へ移行（広島県道路公社から道路取得）
平成 11 年 3 月	東部線の都市計画の決定 安芸府中道路の都市計画の変更 府中仁保道路の都市計画の変更
平成 11 年 12 月	広島西風新都線の都市計画の変更
平成 12 年 3 月	高速3号線（仁保～宇品間）2.6kmを供用
平成 12 年 9 月	広島高速道路の整備計画及び工事実施計画の第1回変更（高速5号線の追加）許可（建設大臣）
平成 13 年 3 月	東部線の都市計画の変更 府中仁保線道路の都市計画の変更
平成 13 年 7 月	府中仁保線道路の都市計画の変更
平成 13 年 10 月	高速4号線（中広～沼田間）4.9kmを供用
平成 18 年 2 月	広島高速道路の整備計画及び工事実施計画の第2回変更（事業費の変更及び工期の見直し）許可（国土交通大臣）
平成 18 年 10 月	高速1号線延伸区間（広島東～馬木間）2.3kmを供用 高速1号線都市高速広島東料金所 ETC運用開始
平成 18 年 12 月	安芸府中道路の都市計画の変更
平成 19 年 7 月	広島南道路の都市計画の変更
平成 20 年 4 月	ETCの運用を開始

3 事業の内容

(1) 当社の概要

- ① 目的 当社は、広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としています。
- ② 設立団体 広島県、広島市
- ③ 基本財産 66,640 百万円（2 団体が 2 分の 1 ずつ出資）
（基本金）
- ④ 業務の範囲 当社は、公社法及び定款により、次の業務を行います。
- ア 有料の指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
 - イ 国や地方公共団体等の委託に基づき行う指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理、又は委託に基づき道路の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業
 - ウ 上記アの指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他公社法施行令第 4 条で定める施設の建設及び管理
 - エ 上記に掲げる業務に附帯する業務
 - オ 上記に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国や地方公共団体等の委託に基づき行う道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究
 - カ 広島県知事の認可を受けて行う上記アの指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他公社法施行令第 5 条に定める施設（以下「事務所等」という。）の建設及び管理
 - キ 広島県知事の認可を受けて、委託に基づき行う上記アの指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理
 - ク 上記カ及び上記キに掲げる業務に附帯する業務

(2) 国及び広島県、広島市との関係

①公社法に基づく主な認可、承認等

ア 設立の認可（公社法第 8 条、第 9 条）

道路公社を設立しようとする地方公共団体は、議会の議決を経て、かつ、定款及び業務方法書を作成して国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっています。

当社は、平成 9 年 3 月に広島県議会及び広島市議会の議決を経て、同年 5 月 30 日に建設大臣（当時）の設立認可を受け、同年 6 月 3 日に設立されました。

イ 定款及び業務方法書の変更（公社法第 5 条、第 22 条）

当社の定款又は業務方法書を変更するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっています。

なお、定款変更が、基本計画の変更、業務の範囲の変更又は基本財産の額の増加であるときは、設立団体があらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

ウ 役員の任命（公社法第 13 条）

当社の理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされています。

当社の副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

エ 予算、事業計画及び資金計画（公社法第 24 条）

当社の毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の開始前に設立団体の長の承認を受けることとされています。

オ 財務諸表等の提出（公社法第 26 条）

当社は、毎事業年度、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、決算完結後 2 ヶ月以内に設立団体の長に提出することとされています。

なお、広島県知事及び広島市長は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき、当社の経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出することとされています。

カ 報告及び検査（公社法第 38 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当社の業務及び資産の状況に関する報告を求め、又はその職員に検査させることができます。

キ 監督命令（公社法第 39 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当社の業務に関し、監督上必要な命令をすることができます。

ク 監督権限（公社法施行令第 8 条）

上記公社法第 38 条又は第 39 条の規定による権限は、設立団体の長が行うものとされており、国土交通大臣については、特に必要があると認めるときは、これらの権限を行うことができるとされています。

②道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号。以下この項において「特措法」という。）に基づく主な許可等

ア 整備計画（特措法第 12 条、第 16 条）

当社が指定都市高速道路を新設又は改築しようとするときは、整備計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされており、道路管理者が同意をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

イ 料金及び料金徴収期間（特措法第 13 条、第 16 条）

当社が新設又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、認可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされています。

③広島県又は広島市による監査

ア 広島県又は広島市監査委員による監査

当社は、地方自治法第 199 条第 7 項後段及び同法施行令第 140 条の 7 第 1 項に基づき、広島県及び広島市の監査委員による監査を受けています。

直近では、平成 21 年 1 月に平成 19 年度事業を対象とした広島県の監査委員による監査を受けています。

イ 広島県又は広島市の包括外部監査人による監査

当社は、地方自治法第 252 条の 37 に基づき、広島県又は広島市の包括外部監査人による監査の対象となっています。

〔参考〕当公社に関連する法律の概要について

○都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定める法律です。当公社は、本法に基づく都市計画において定められた指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うことができます。

○地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）

地方道路公社の設立目的等を定めるとともに、出資、組織、業務範囲、財務会計、国・地方公共団体等の監督等について規定しています。

○道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）

道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定める法律です。

当公社が新設、改築等を行うことができる広島高速道路も本法に基づくものです。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

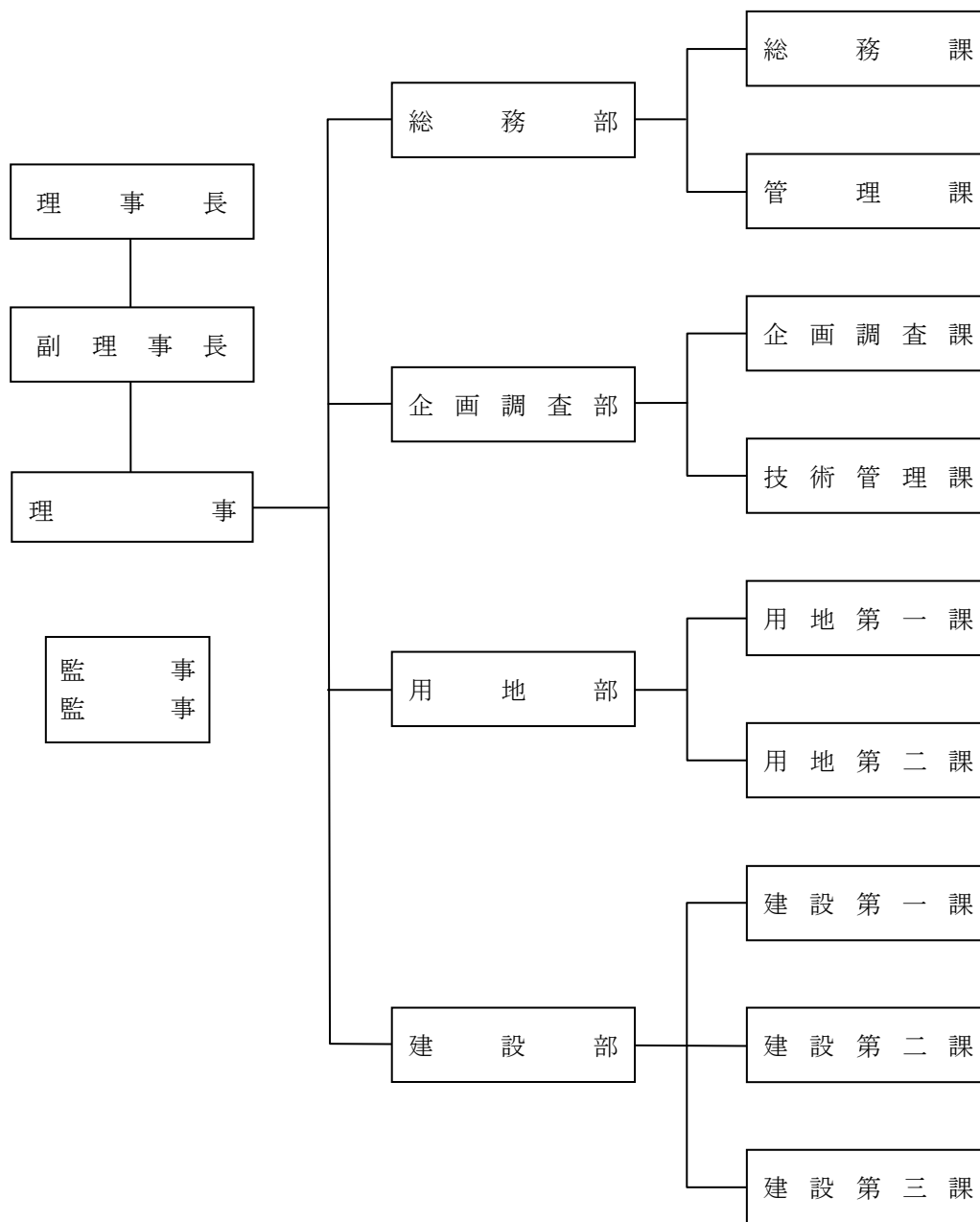
地方自治法第 199 条第 7 項後段及び同法施行令第 140 条の 7 第 1 項では、地方公共団体の監査委員は、必要があると認めるとき又は地方公共団体の長の要求があるときは、当該地方公共団体が出資金の 4 分の 1 以上を出資している法人を監査することができるものと規定しています。当公社は、この法人に該当し、広島県及び広島市の監査を受けています。

地方自治法第 252 条の 37 では、包括外部監査人は、必要があると認めるときは、前段同様当該地方公共団体が出資金の 4 分の 1 以上を出資している法人を監査することができるものと規定しています。当公社は、この法人に該当し、広島市の包括外部監査人による監査を受けています。

(3) 当社の組織

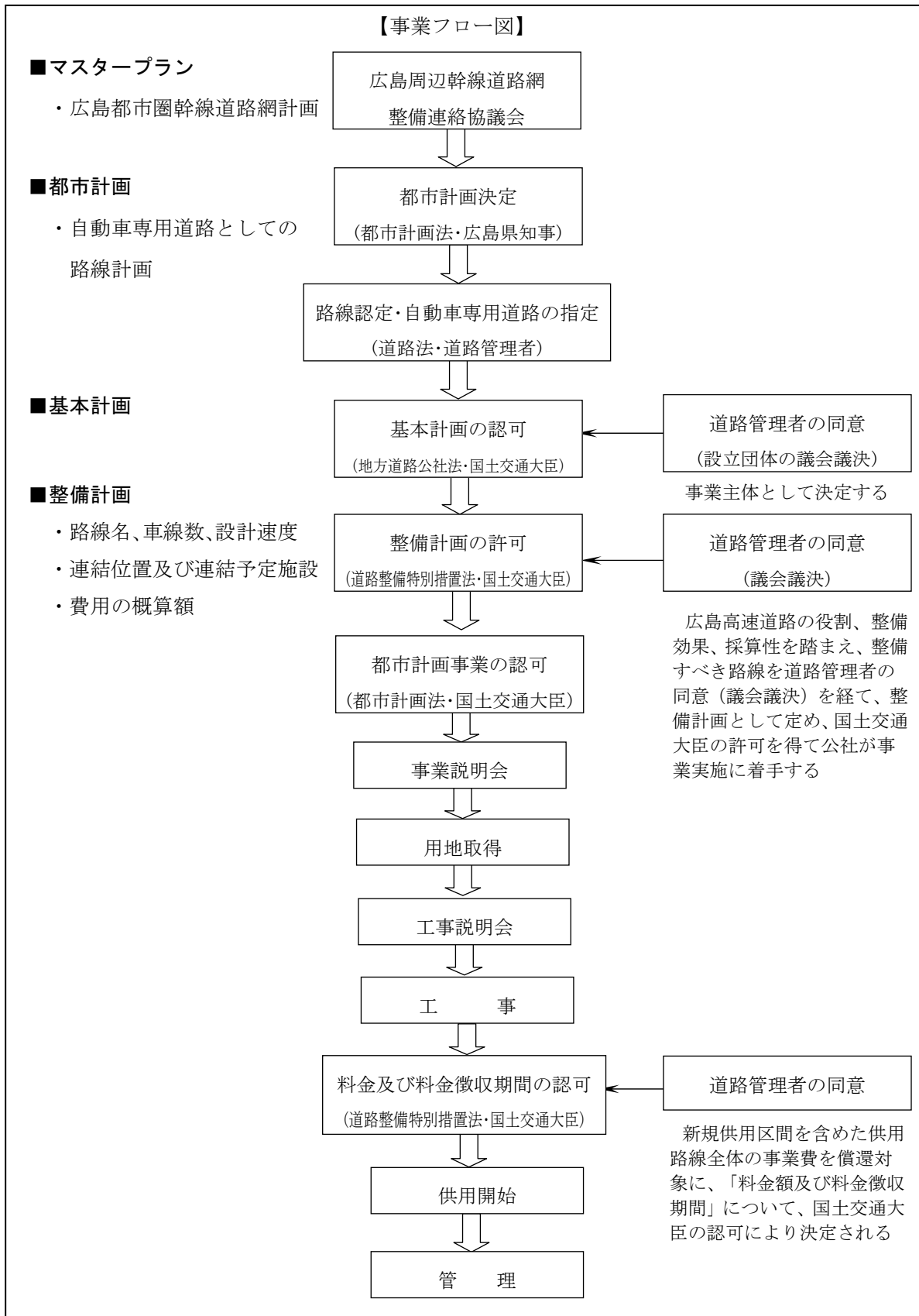
当社における組織体制は、以下のとおりです。

(平成 21 年 12 月 15 日現在)



(4) 事業の流れ

広島高速道路の計画決定から供用開始、管理までの主な事業の流れは、以下のとおりです。



(5) 当社の事業の概要

当社が現在行っている主な業務は、広島高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理です。

①事業計画

ア 基本計画

広島高速道路の基本計画は、平成9年5月に定款に定められ、平成12年6月に第1回目の変更を行い、現在、次のとおりとなっています。

基本計画			(参考)
路線名 (道路法上の名称)	管理の区間		都市計画法上の 名称
	起点	終点	
広島高速1号線 (県道広島東インター線)	広島市 東区福田町	広島市 東区温品二丁目	安芸府中道路
広島高速2号線 (県道府中仁保線)	広島市 東区温品町	広島市 南区仁保沖町	府中仁保道路
広島高速3号線 (市道広島南道路)	広島市 南区仁保沖町	広島市 西区商工センター一丁目	広島南道路
広島高速4号線 (市道西1区広島西風新都線) (市道西3区広島西風新都線) (市道安佐南4区広島西風新都線) (市道安佐南4区518号線) (市道佐伯1区380号線)	広島市 西区中広町一丁目	広島市 佐伯区五日市町石内	広島西風新都線
広島高速5号線 (県道温品二葉の里線)	広島市 東区温品町	広島市 東区二葉の里三丁目	東部線

広島都市高速道路の全体計画は、基本計画路線の安芸府中道路、府中仁保道路、広島南道路(広島呉道路～草津沼田道路間)、広島西風新都線、東部線(安芸府中道路～広島駅北口間)のほかに、計画検討路線である東部線(広島駅北口～広島西風新都線間)、南北線(仮称)、草津沼田道路(仮称)の計7路線で構成されています。

これら7路線は、平成4年8月に策定された広島都市圏の自動車専用道路網計画に位置づけられており、都市内の環状型道路と放射道路で構成され、主に都市内交通を処理する都市高速道路としての機能を有する路線です。

現在の基本計画路線は、広島市周辺に整備あるいは計画されている国土開発幹線自動車道等と接続する計画です。

- 広島高速1号線 山陽自動車道 広島東IC
- 広島高速2号線 広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス(広島南道路を介して)
- 広島高速3号線 東方面 広島呉道路、一般国道2号東広島バイパス(広島南道路を介して)
西方面 広島岩国道路(広島南道路を介して)
- 広島高速4号線 山陽自動車道 五日市IC
- 広島高速5号線 山陽自動車道 広島東IC(広島高速1号線を介して)

計画検討路線である東部線(広島駅北口～広島西風新都線間)、南北線(仮称)、草津沼田道路(仮称)については、計画熟度の高まりに応じて段階的に整備に取り組むこととしています。

広島高速道路ネットワーク



高速2号線
(間所~仁保)
H22年春供用予定

高速3号線Ⅱ期
(宇品~吉島)
H22年春供用予定

凡 例	基本計画路線	-----
	整備計画路線	■■■■■
	供用区間	■■■■■
	事業中区間	■■■■■
	暫定2車線区間	■■■■■
	公共事業整備区間	■■■■■
	計画検討路線	●●●●●
整備ランプ	出 路 → 入 路 ←	
整備を先送るランプ	出 路 → 入 路 ←	

イ 整備計画

広島高速道路の整備計画は、広島高速1号線から5号線の5路線 延長 29.0km を、総事業費約 3,780 億円で、平成 25 年度末までに建設することとしています。

路 線 名	区 間	工 期	延長 (km)	事業費 (億円)
広島高速 1号線 (安芸府中道路)	県道 広島東インター線	広島市東区福田町～ 東区温品二丁目	H9～H21 (H18 供用)	(6.5) 6.5
広島高速 2号線 (府中仁保道路)	県道 府中仁保線	広島市東区温品町～ 南区仁保沖町	H11～H21	5.9
広島高速 3号線 (広島南道路)	市道 広島南道路	広島市南区仁保沖町～ 西区観音新町四丁目	H9～H25 (H11 供用)	(2.6) 7.7
広島高速 4号線 (広島西風新都 線)	市道 広島西風新都線	広島市西区 中広町一丁目～ 安佐南区沼田町大字大塚	H9～H21 (H13 供用)	(4.9) 4.9
広島高速 5号線 (東部線)	県道 温品二葉の里線	広島市東区温品町～ 東区二葉の里三丁目	H12～H24	4.0
計			(14.0) 29.0	約 3,780

注) 延長の()は、供用延長で内書きです。

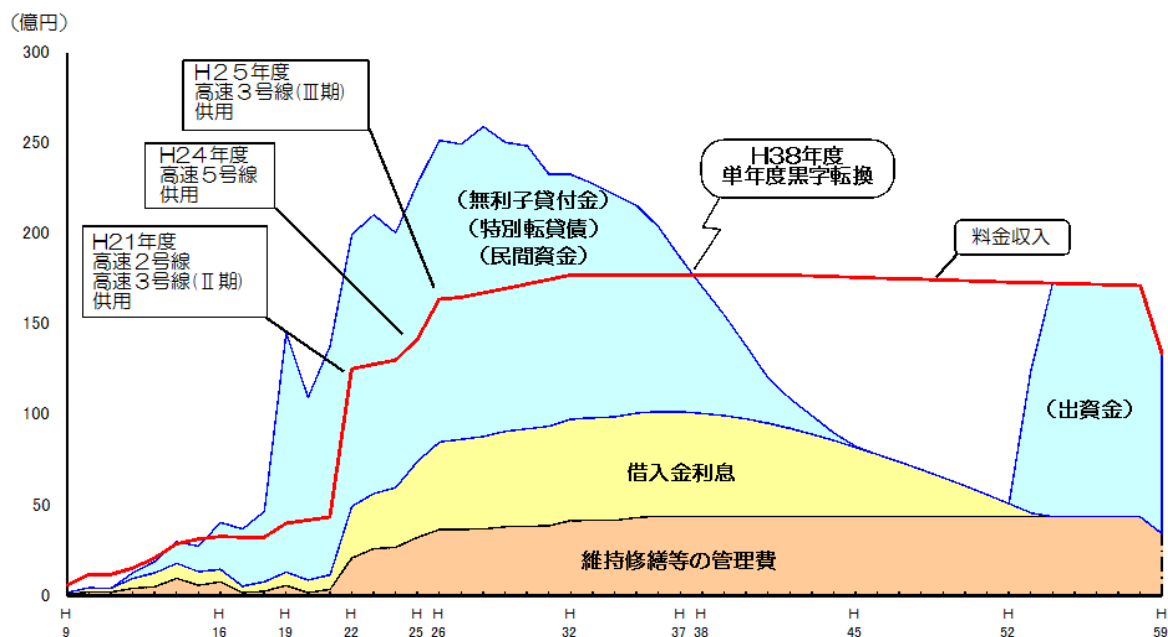
広島高速道路の構造規格は以下のとおりです。

路 線 名	広島高速1号線 広島高速2号線 広島高速4号線 広島高速5号線	広島高速3号線
車 線 数	4車線※	
道 路 の 区 分	道路構造令第2種第2級	道路構造令第2種第1級
設 計 速 度	60km/h	80km/h
一 車 線 の 幅 員	3.25m	3.5m

※ 広島高速2号線及び広島高速3号線の一部の区間並びに広島高速5号線については、差し当たり二車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの二車線を完成するものとしています。

ウ 収支計画

整備計画で試算した収支計画は、次のとおりとなっています。



- ・建設完了後は、料金収入と民間資金（借換債）で管理費、利息、償還元金のすべてを賄うこととしています。
- ・平成 38 年度から単年度黒字（償還額を含めた現金ベース）に転換する計画です。
- ・平成 45 年度に出資金を除く建設財源の償還がすべて完了する計画です。
- ・換算起算日（全路線の平均的開通日・平成 20 年 1 月）から 40 年間（平成 60 年 1 月）ですべての償還が完了する計画です。

②管理の概要

ア 供用区間

広島高速道路の供用区間は、広島高速 1 号線の広島東から間所までの区間約 6.5km、広島高速 3 号線の仁保から宇品までの区間約 2.6km、広島高速 4 号線の中広から沼田までの区間約 4.9km の計約 14.0km です。

広島高速 1 号線	区 間	広島市東区福田町から広島市東区温品二丁目まで		
	構造基準	道路構造令第 2 種第 2 級		
	道路規模	供用延長	約 6.5km	
		車線数	往復分離 4 車線	
		幅 員	一車線幅員 3.25m	
供用開始日	平成 9 年 10 月 1 日（広島市東区馬木町から広島市東区温品二丁目まで） 平成 18 年 10 月 16 日（広島市東区福田町から広島市東区馬木町まで）			
広島高速 3 号線	区 間	広島市南区仁保沖町から広島市南区宇品海岸三丁目まで		
	構造基準	道路構造令第 2 種第 1 級		
	道路規模	供用延長	約 2.6km	
		車線数	往復分離 4 車線	
		幅 員	一車線幅員 3.5m	
供用開始日	平成 12 年 3 月 19 日			
広島高速 4 号線	区 間	広島市西区中広町一丁目から広島市安佐南区沼田町大字大塚まで		
	構造基準	道路構造令第 2 種第 2 級		
	道路規模	供用延長	約 4.9km	
		車線数	往復分離 4 車線	
		幅 員	一車線幅員 3.25m	
供用開始日	平成 13 年 10 月 2 日			
料金徴収時間	0 時から 24 時まで			
通行条件	速度制限	本線部分：60km/h、ランプ部分：40km/h・50km/h・60km/h		
	車両制限	車両制限令第 3 条による。ただし、特別に許可を受けた車両は除く。		
		重 量	総重量	25 t
			軸 重	10 t
		寸 法	幅	2.5m
			高 さ	3.8m (4.1m) ※
長 さ	12.0m			
注 1) 身体障害者本人が運転する場合及び重度身体障害、重度知的障害の方が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合通行料金を割引。なお、利用に際して料金所で割引対象車両が記載された身体障害者手帳、療育手帳の提示が必要。				
注 2) 平成 20 年 4 月 15 日より全線で ETC（自動料金収受システム）を運用開始。ただし、広島高速 1 号福田・温品料金所は ETC カード読取機のみを設置。				

※広島高速 3 号線及び 4 号線においては、通行条件を満たせば 4.1m まで通行可能です。

③都市高速道路の特性

都市高速道路は自動車のための専用道路で、信号や交差点がなく定速で走りやすい構造になっていることから、一般道路と比べてより少ない車線数で大量の交通を流すことができます。したがって、土地の制約が大きく、かつ大量の自動車交通が発生する都市圏では、大変有用な道路といえます。

また、定速走行が可能なことから、一般道路に比べ、燃費効率の向上、大気汚染物質排出量の低減、効果的な騒音対策が可能であるなど、環境対策面でも優れた特性を持っており、さらに、交通事故も少ないなど、様々な利点を持っています。

しかし、現実には都市内の道路網が完成しているわけではありません。限られた予算の中で、計画されているすべての道路網を早期に整備するには相当の期間を要します。このため、有料道路制度を活用して都市高速道路の一層の整備促進を図ることが都市の渋滞対策、環境対策に大きく寄与するものと考えています。

④当会社の料金制度

一般道路は税金でつくられていることから通行料は無料となっています。しかし、限られた公共事業費では緊急に整備が必要とされる道路事業の費用を賄いきれないという実情から、借入金で道路をつくり利用者から通行料金を徴収してその返済に充てる有料道路制度(昭和 27 年)が制定され、広島高速道路もこの制度によって建設されています。

ア 通行料金決定の基本的な考え方

(ア)償還主義

一定の料金徴収期間内に得られる総料金収入額をもって、総費用（建設費、維持管理費及び借入金利息）を賄うこと(営利目的でないことから、利潤は含んでいません)

(イ)公正妥当主義

利用者の支払い能力や他の交通機関の運賃等を勘案して、公正妥当であること

イ 料金の決定手続き

当社が作成した料金案について、道路管理者（広島県・広島市）の同意を得たうえで、国土交通大臣の認可を得る手続きが必要となります。

当社は、料金案の作成に先立ち、お客様からのご意見を聴取するとともに、当公社理事長が、有識者等からなる「広島高速道路料金問題調査会」に諮問し、その答申に基づいて料金案を作成しています。

ウ 料金プール制

都市高速道路は各路線の利用交通が相互に連絡し、全体として一つのネットワークを形成して始めてその機能が発揮されるものであり、また、道路毎に別々の料金を定めると建設時期により料金の不公平が生じること等から、自動車交通上密接な関連を有する道路について、一定の料金収受期間内の料金収入総額と償還対象費用の合計額が見合うように料金を定める料金プール制が採用されています。

広島高速道路も全路線料金プール制の採用を前提とし、現行の整備計画の許可を得ており、平成 22 年春の高速 2 号線、3 号線Ⅱ期（宇品～吉島）の供用に伴い、供用路線について料金プール制を採用することとし、平成 21 年 9 月に「広島高速道路料金問題調査会」に諮問しました。

エ 料金制

供用している広島高速道路3路線では、現在、区間ごとに料金を定めている「区間別料金制」を採用しています。これは、広島県道路公社が営業管理していた一般有料道路安芸府中道路を、平成9年度に当社が指定都市高速道路広島高速1号線として取得し引き継ぎ、新たな区間が接続されるなど当該区間の供用形態が変化するまでの間について、移行前の料金制をそのまま踏襲することとしたものです。その後順次供用した高速3号線、高速4号線についても、区間料金制を採用しました。

高速2号線の供用により高速1号線と高速3号線が接続されネットワーク化する平成22年春以降の料金については、負担の公平性やE T Cの普及により料金所において円滑な交通処理が可能になったことなどから、対距離料金制を採用することとして、平成21年9月に料金案を「広島高速道路料金問題調査会」に諮問しました。

オ 料金収受期間

広島高速道路の料金収受期間は、換算起算日から40年以内とされています。

料金収受期間の起算日については、当初、最初の開通の日からとされていました。しかしながら、後から建設された路線の建設費を短期間で償還しなければならず、料金水準が急激に上昇することになってしまいます。

このため、各路線の建設費と開通日とを加重平均して、料金収受期間の起算日を換算して算出する方法を採用しています。

(6) 広島高速道路の料金

①料金表

路	線	車種区分	通行料金 (円)	E T C 料金(円)	
				[上段] 時間帯割引後	[下段] 普及促進割引後
広島高速 1号線	都市高速広島東 ・福田～間所	軽自動車等	300	240	280
				280	330
		普通車	350	280	330
				480	570
	大型車	600	480	570	
			760	900	
	特大車	950	760	900	
			900	900	
	馬木～間所	軽自動車等	200	160	190
				190	200
		普通車	250	200	240
				240	330
		大型車	410	330	390
				390	560
		特大車	700	560	660
				660	660
温品～間所	軽自動車等	50	40	40	
			40	80	
	普通車	100	80	90	
			90	130	
	大型車	160	130	150	
			150	240	
	特大車	300	240	280	
			280	280	
広島高速 3号線	仁保～宇品	軽自動車等	150	120	140
				140	160
		普通車	200	160	190
				190	280
	大型車	350	280	330	
			330	440	
	特大車	550	440	520	
			520	520	
広島高速 4号線	中広～沼田	軽自動車等	300	240	280
				280	320
		普通車	400	320	380
				380	520
	大型車	650	520	620	
			620	880	
	特大車	1,100	880	1,040	
			1,040	1,040	

※時間帯割引：最大20%割引（朝6時～9時 夕方17時～20時）平成22年3月末までの期間限定

E T C 普及促進割引：最大5%割引（通勤時間帯以外のすべての時間帯）、平成22年3月末までの期間限定

※※平成22年春に高速2号線、3号線Ⅱ期が新規供用することに伴い新たな料金設定を検討中です。（詳細は前頁をご覧ください。）

②障害者割引

障害者が自ら運転する場合及び、重度の障害者、重度の知的障害者を乗せて介護者が運転する場合に対し、現金又はE T Cで徴収する通行料金を50%割引します。

(7) 当社の資金調達について

①現行整備計画に係る資金計画は下表のとおりです。

	無利子貸付金	出 資 金	特別転貸債	民間等借入金	計
	無利子資金		有利子資金		
資金計画	約 1,200 億円	約 820 億円	約 1,070 億円	約 690 億円	約 3,780 億円
平成 20 事業 年度末まで	970 億円	666 億円	853 億円	549 億円	3,040 億円

②各資金の内容及び借入(受入)状況

ア 無利子貸付金

当社は、道路整備特別措置法第 20 条の規定により、国から無利子貸付金(有料道路整備資金貸付金)の貸付けを受けています(公社法第 28 条の規定による広島県及び広島市の債務保証を得ています)。その償還期間は 20 年(うち据置 5 年)です。

平成 20 事業年度末における無利子貸付金借入総額は、97,036,000 千円です。

イ 出資金

当社は公社法第 4 条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。平成 20 事業年度末における出資金受入総額(基本財産の額)は、次のとおりです。なお、出資金は、すべての借入金の償還完了後、設立団体に返済することとされています。

広 島 県	33,320,000 千円
広 島 市	33,320,000 千円
計	66,640,000 千円

ウ 特別転貸債

当社は、設立団体である広島県及び広島市が地方債として財務省から借り入れたものを、同日、同一条件で設立団体から証書借入れにより貸付けを受けます。その償還期間は 20 年(うち据置 5 年)です。

平成 20 事業年度末における特別転貸債借入総額は、次のとおりです。

広 島 県	42,670,000 千円
広 島 市	42,670,000 千円
計	85,340,000 千円

エ 民間等借入金

当社が市中銀行や公営企業金融公庫から調達するもので、調達に当たっては広島県及び広島市が債務保証を行うこととなっています。なお、平成 19 事業年度からは市場公募債による資金調達も行っています。

平成 20 事業年度末における民間等借入金借入総額は、72,724,000 千円(建設事業費として 54,944,000 千円、元金償還へ充当する借換資金として 17,780,000 千円)です。

③本債券における設立団体の債務保証について

ア 設立団体による債務保証

公社法第 28 条の規定により、設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和 21 年法律第 24 号) 第 3 条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができますとされています。

なお、地方道路公社法の施行について(昭和 45 年建設省道政発第 101 号道路局長通達) 記 6 により、

- (ア) 設立団体は、道路公社が債券を発行するときは、原則として債務保証契約をすること
- (イ) 道路公社が債務保証に係る債券を発行しようとするときは、あらかじめ、発行を必要とする理由、形式、発行の方法、発行総額、各債券の金額、引受先、利率、償還の方法及び期限、利息の支払の方法並びにその他必要な事項を設立団体に協議させることとされています。

イ 債務保証に関する議決等

本債券の債務保証に関しては、広島県及び広島市の一般会計予算の一部である債務負担行為として、債務保証の期間及び限度額が定められており、平成 21 年 3 月 17 日に広島県議会、同年 3 月 26 日に広島市議会の議決を経ています。

平成 21 年度広島県一般会計予算(平成 21 年 3 月 17 日可決) - 抜粋 -

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
「地方道路公社法」第 28 条の規定による 広島高速道路公社に対する債務保証	平成 21 年度から 平成 41 年度まで	16,842,860 千円

平成 21 年度広島市一般会計予算(平成 21 年 3 月 26 日可決) - 抜粋 -

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広島高速道路公社借入資金債務保証金 (平成 21 年度有料道路事業分)	平成 21 年度から 平成 41 年度まで	16,843,000 千円

4 関係会社の状況

当会社には議決権を保有する子会社及び関連会社はありません。

5 職員の状況

	平成20事業年度	平成21事業年度	増減
職員数	90名	92名	2名

(注) 1. 上表は、正規職員の定員数（役員を除く。）を記載しています。

2. 平成21年12月15日現在の正規職員の現員数は92名（うち設立団体からの派遣職員66名）です。

第2 事業の状況

1 業績等の概要

(1) 収益の状況

平成20事業年度の収益の総額は4,715百万円となっています。そのうち道路料金収入(4,053百万円)が全体の86%を占めています。

(単位:百万円)

勘定科目	平成19 事業年度	平成20 事業年度	内容
経常収益	4,426	4,715	
業務収入	3,897	4,082	
道路料金収入	3,848	4,053	営業中の高速道路の通行料金収入
業務雑収入	49	30	道路占用料、原因者負担金等の収入
業務外収益	529	633	消費税還付金、受取利息等
合計	4,426	4,715	

(注) 受託業務に関する収入は、他機関への払出しと相殺されるため除外しています。

(2) 費用の状況

平成20事業年度の費用の主なものは、営業中の高速道路の維持補修や料金収受などに要する事業資産管理費、一般管理費が1,509百万円で、営業中道路の借入金等の利息など(業務外費用)が1,097百万円です。

営業中の高速道路の収支差となる1,520百万円は償還準備金繰入に、消費税還付金相当額の589百万円は償還準備積立金繰入に計上しています。

(単位:百万円)

勘定科目	平成19 事業年度	平成20 事業年度	内容
経常費用	4,426	4,715	
事業資産管理費	1,135	1,364	
道路管理費	1,135	1,364	営業中の高速道路の維持補修、料金収受等の直接費用
一般管理費	132	145	
一般管理費	97	114	営業中の高速道路の管理等に従事する職員の人件費等
その他	34	31	有形固定資産の減価償却費等
償還準備金繰入	1,538	1,520	営業中高速道路の建設に要した借入金返済額のうち当年度回収額
償還準備積立金繰入	497	589	道路建設期間中の消費税還付金相当額の当年度繰入額
業務外費用	1,111	1,097	長期借入金の支払利息等で営業中の高速道路に係るもの
当期利益金	14	0	償還準備金対象分でない手数料等
合計	4,426	4,715	

(注) 受託業務に関する支出は、他機関からの受入と相殺されるため除外しています。

(3) 収支状況

平成 20 事業年度の広島高速道路事業全体の収入は、対前年度比 289 百万円（7%）増の 4,715 百万円となりました。また、営業中の高速道路に掛かった費用の合計は対前年度比 216 百万円（9%）増の 2,606 百万円となりました。その結果、収支差は対前年度比 73 百万円（4%）増の 2,109 百万円となり、償還準備金繰入及び償還準備金積立金繰入に計上されました。

（単位：百万円）

収入 (うち料金収入)	費用 (うち金利)	収支差	経理処理
4,715 (4,053)	2,606 (1,067)	2,109	償還準備金繰入 償還準備金積立金繰入

(4) 資産の状況

平成 20 事業年度末の総資産額は 321,268 百万円となっています。このうち、営業中の道路投資額が 144,806 百万円、建設中の道路投資額が 158,292 百万円で、合計 303,099 百万円となっており、総資産額に対して、道路投資額が 94%を占めています。

（単位：百万円）

勘定科目	平成 19 事業年度末	平成 20 事業年度末	内容
流動資産	13,614	17,308	現金・預金、未収金等
固定資産	278,848	303,697	
事業資産	143,876	144,806	
道路	143,876	144,806	営業中の高速道路
事業資産建設仮勘定	134,369	158,292	
道路建設仮勘定	134,369	158,292	工事中の高速道路
有形固定資産	557	554	建物、車両・運搬具等の減価償却後の価額
その他	45	44	電話加入権等
繰延資産	253	263	借入金取扱諸費、調査費
資産合計	292,715	321,268	

(5) 負債及び資本の状況

平成 20 事業年度末の負債及び資本の総額は 321,268 百万円となっています。主なものは、長期借入金及び道路債券が 205,900 百万円、償還準備金等が 19,524 百万円、設立団体からの出資金（基本金）が 66,640 百万円です。

(単位:百万円)

勘定科目	平成 19 事業年度末	平成 20 事業年度末	内容
流動負債	22,597	29,035	短期借入金、未払金等
固定負債	191,293	205,935	
広島高速道路債券	9,994	19,993	広島高速道路債券の発行残高
地方公共団体借入金	70,695	75,015	設立団体からの借入金の残高
公営企業金融公庫借入金	9,353	9,376	公営企業金融公庫からの借入金の残高
政府借入金	78,743	83,352	国からの借入金の残高
市中銀行等借入金	22,471	18,164	金融機関からの借入金の残高
その他	37	35	退職給与引当金
特別法上の引当金等	17,415	19,524	
償還準備金	10,868	12,387	営業中の高速道路の建設に要した借入金返済額の累計額
償還準備積立金	6,548	7,137	道路建設期間中の消費税還付金相当額の累計額
資本	61,409	66,774	
基本金	61,275	66,640	設立団体からの出資金
剰余金	134	134	負担金等の受入累計額
負債・資本合計	292,715	321,268	

(6) 営業中の道路の償還状況

平成 20 事業年度末の償還準備金等は 19,524 百万円となっていますので、営業中の道路資産 144,806 百万円の 13.5%の償還を終えた計算となります。

(単位:百万円)

	営業中 道路資産 A	償還準備金等 (償還済額) B	要償還額 A-B	償還率 (%) $B/A \times 100$	建設中道路投資額 (建設仮勘定)
平成 19 事業年度	143,876	17,415	126,461	12.1	134,369
平成 20 事業年度	144,806	19,524	125,282	13.5	158,292

(7) 事業の実績

①建設事業の実績

平成 20 事業年度の実績については、「第 3 設備の状況 1 設備投資等の概要」をご覧ください。

②管理業務の実績

ア 営業

平成 20 事業年度の広島高速道路の交通量は、対前年度比 4.5%増となり、料金収入は、対前年度比 5.3%増の 4,053 百万円となっています。

交通量（通行台数）		料金収入		延長 (km)
年間（千台）	前年度比（%）	年間（百万円）	前年度比（%）	
13,198	104.5	4,053	105.3	14.0

年度別通行台数及び料金収入状況（平成9事業年度～平成20事業年度）

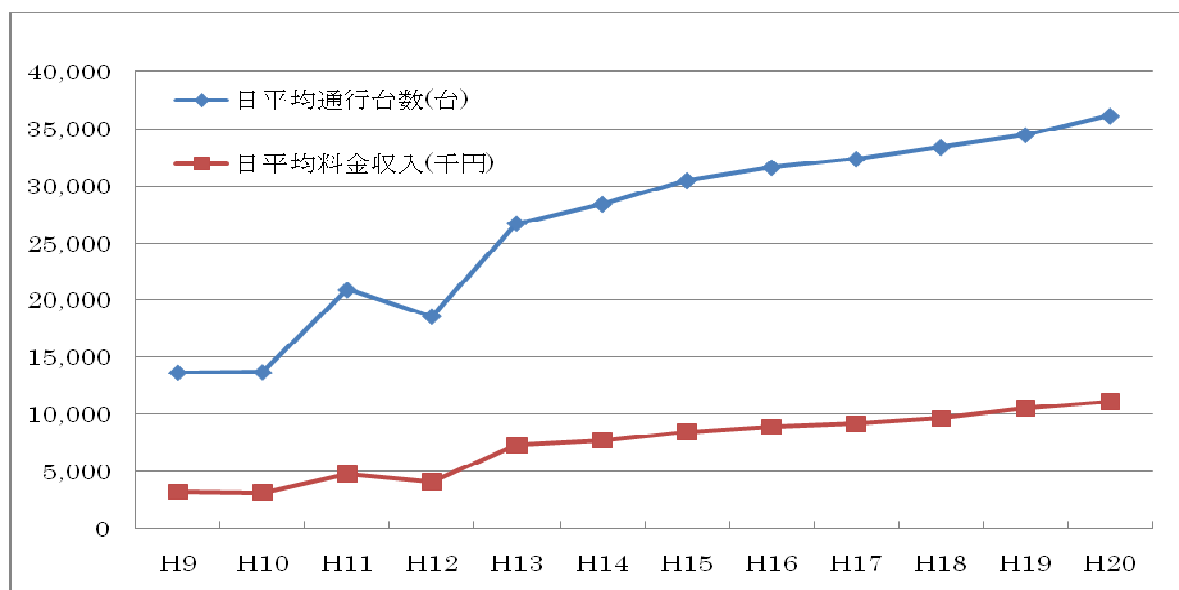
事業年度	通行台数（台）			料金収入（千円）		
	年度別合計	日平均	対前年比	年度別合計	日平均	対前年比
H9	2,487,150	13,666	—	580,675	3,191	—
H10	4,999,011	13,696	100.2%	1,148,712	3,147	98.6%
H11	5,012,718	20,904	152.6%	1,159,038	4,771	151.6%
H12	6,790,310	18,603	89.0%	1,483,351	4,064	85.2%
H13	8,252,196	26,750	143.8%	2,056,011	7,273	179.0%
H14	10,377,729	28,432	106.3%	2,817,912	7,720	106.2%
H15	11,168,054	30,514	107.3%	3,086,479	8,433	109.2%
H16	11,550,429	31,645	103.7%	3,237,784	8,871	105.2%
H17	11,822,726	32,391	102.4%	3,343,963	9,162	103.3%
H18	12,201,466	33,429	103.2%	3,515,588	9,632	105.1%
H19	12,633,196	34,517	103.3%	3,848,169	10,514	109.2%
H20	13,197,797	36,158	104.8%	4,052,753	11,103	105.6%
計	110,492,782	—	—	30,330,435	—	—

注1) 平成9事業年度は、H9.10.1～H10.3.31間を集計しています。

注2) 平成11事業年度、高速3号線供用開始（H12.3.19）

注3) 平成13事業年度、高速4号線供用開始（H13.10.2）

注4) 平成18事業年度、高速1号線延伸区間（広島東～馬木間）供用開始（H18.10.16）



イ 管理

- ・平成 17 年 4 月に「道路巡回点検マニュアル(案)」を策定し、日常及び非常時における効率的な道路点検の体制・項目をマニュアル化しています。
- ・非常時における体制の強化を目的として、平成 18 年 6 月 21 日に「防災業務計画・災害対策要領」を策定しました。
- ・平成 20 年 4 月に「E T C 専用レーン緊急対応マニュアル」を策定し、E T C レーンでのトラブルを迅速に解消するよう努めています。
- ・料金所収受員の事故防止対策として、平成 20 年 12 月に料金収受員を対象とした「E T C 研修」を実施しました。
- ・料金所に「不正通行監視中」の看板を設置し、不正通行の抑止対策に取り組んでいます。
- ・不正通行車両のリストを作成し、関係機関に車両の所有者等の照会を行うなど、不正通行の解消に向けた取り組みを行っています。

ウ 保全

- ・高速道路及び付属施設の補修・監視・点検・清掃を日常的に行うほか、事故・災害などの非常時に迅速に対処するための応急対策業務及び冬季の積雪、路面凍結に対処するための雪氷対策業務などを実施しました。

③受託事業の実績

平成 20 事業年度の受託事業の実績は、以下のとおりです。

- ・高速 2 号線関連（広島市）
広島高速 2 号線の関連道路の工事を実施しました。
- ・高速 3 号線関連（国土交通省等）
広島高速 3 号線関連の橋梁工事等を実施しました。
- ・高速 3 号線関連（広島県）
広島高速 3 号線と接続する臨港道路海田大橋 E T C 工事等を実施しました。

2 対処すべき課題

当社の経営改善について

平成16年5月に「広島高速道路公社経営改善推進本部」を設置し、これまで、公社の全組織をあげて「建設管理コストの縮減方策」や「収入増加策」等について検討を行うとともに様々な取り組みを行ってきました。

平成17-18事業年度の2カ年で進めてきた経営改善をさらに継続していくため、平成19-21事業年度の3カ年においても利用者サービスの向上、建設コストの縮減などに努めます。

①建設コストの縮減

当会社では、平成9事業年度から平成11事業年度の3年間の施策をまとめた「工事コスト縮減対策に関する行動計画」を策定し、建設コスト縮減に取り組みました。この間、平成8年度の標準的なコストに比べて6%の削減目標に対して6.1%の削減を達成しました。

また、これまでのコスト縮減施策の定着を図り、さらなるコスト縮減施策を進めるため、平成12事業年度から平成20事業年度までの9年間の施策をまとめた「工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、より総合的なコスト縮減に取り組みました。

その中で、新技術、新工法の積極的な採用や設計基準の見直し等を行うことにより、平成8年度の標準的なコストに比べて、平成12事業年度から平成20事業年度で7.0%のコスト縮減を達成しています。この間のコスト削減額は約81億円となりました。

今後もこれまでの取り組みについては引き続き推進するとともに、時間的コストの縮減やコスト管理体制の強化を進めていきます。

②管理コストの削減

- ・アセットマネジメント検討会の設置

平成21年10月、「広島高速道路公社アセットマネジメント検討会」を設立し、広島高速道路における効率的・効果的な維持管理の方針を策定し、道路施設の長寿命化、維持管理費の縮減を図るための検討を行っています。

③入札制度の改善

入札・契約手続について、透明性、客観性及び競争性をより高めていくために、お客様サービス水準の確保を図りながら、契約方式の改善に積極的に取り組みます。

- ・建設工事、測量・建設コンサルタント等業務における一般競争入札の対象金額の引き下げを行いました。小額契約や高度又は専門的な技術が求められる案件等を除き、原則として一般競争入札により発注を行っています。
- ・建設工事について、低入札価格調査に関する要綱、マニュアル等を策定し、その履行及び品質の確保に努めています。また、コスト面・品質面に優れた調達を行うため、総合評価落札方式を導入しています。
- ・測量・建設コンサルタント等業務について、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについては、公募型プロポーザル方式を採用しています。
- ・長期継続契約（債務負担行為によらない翌年度以降にわたり契約締結できる契約）を導入し、債務負担行為を設定せず、各年度の予算範囲内において年度を超える契約ができるようになっています。

④利用者サービスの向上

E T Cの整備など、お客様第一主義の徹底を図り、より利用しやすい広島高速道路となるようにサービス向上に努めるとともに、今後とも開かれた公社の経営を目指し、お客様への情報発信に努めます。

- ・ E T C利用率の増加に伴い、沼田料金所のE T Cレーン運用を「終日2レーン」としました。
- ・ 「カード挿入OK?」の表示看板を料金所に複数設置し、お客様のカード未挿入対策と併せ、バー接触等の事故防止のための対策を講じました。
- ・ お客様からのご質問や苦情に対応する「広島都市高速 お問い合わせ窓口」を設置し、E T Cに関することや通行料金等で約1,100件のお問い合わせをいただきました。

⑤利用促進キャンペーン・広報活動の実施

- ・ 時間帯割引を10%から20%に拡充しました（平成22年3月末までの期間限定）。
- ・ イベントを活用した利用促進

平成22年春供用予定の路線や利用効果等を紹介するパネル及び各路線の写真を作成し、多数の集客が期待されるイベントに出展しました。

- ・ 広報活動

広島市周辺の商工会等に利用促進のプレゼンテーションを行うなど広報活動に努めています。
広島市役所・区役所等のロビーにおいても、パネル等の巡回展示を行い、利用促進に向けた広報活動に努めます。

⑥施設の有効利用

- ・ 温品P A（パーキングエリア）の有効利用

照明設備の増設、防草対策を実施しパーキングエリアの美化に努めています。

お客様の利便性向上を目的に、身体障害者用のトイレをウォシュレット型に改良しました。

⑦組織の適正化

毎年、県・市に組織・定数の要求を行い、業務量に応じた人員配置を実施するとともに、将来の組織体制や職員の新規採用等についての検討を行っています。

⑧健全な経営

平成18年2月に、より健全な経営が行えるよう、全体事業費、管理コスト、交通量等を見直し、整備計画を変更しました。

3 事業等のリスク

以下において、本債券への投資に関し、当社の事業活動を理解するために重要と考えられる事項及び投資リスクに関する事項等、投資判断に重要な影響を及ぼすと当社が考える事項を記載しています。

以下においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本債券内容説明書作成日現在において判断したものであります。

(1) 当社の業績の変動要因について

当社の業績は、一般的な外部経済要因により影響を受けますが、コスト縮減や利用促進等により収益性の向上を図り、より一層効率的な経営を実現することで社会情勢の変化に対応していくこととしています。

(2) 事業に係る法律事項等について

当社は、公社法に基づき設立された機関であり、当社の事業運営に際しましては、公社法に基づく認可、承認等の定めに従う必要があるほか、設立団体の監督等を受けることとされています。

かかる法律事項等についての詳細は、本説明書の11～13ページをご参照ください。

(3) 自然災害について

地震、台風、大雪等の自然災害に備え、①防災マニュアルの整備、防災訓練の実施等防災体制の強化を図るとともに、②災害対策設備として自家発電設備、関係機関との防災通信設備等の整備を完了しています。

また、阪神淡路大震災より以前に建設されたものに対しては、同規模の地震に対しても①橋梁が倒壊しないよう橋脚の耐震補強工事を完了しており、②さらに橋桁の落橋防止工事を平成20事業年度内に完了しました（当該大震災以降に建設された構造物については、これらの地震対策を施した設計になっています。）。

しかしながら、当社の想定以上の自然災害が発生した場合には、災害復旧までの通行止めによる減収等により、当社の事業計画等に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

(4) 損失補償等請求事件について

高速2号線建設に係る被補償者が、広島県収用委員会の裁決による補償額が不当であると主張し、当社に損失の補償を求めた裁判が係属しています。

本件事件は、平成20年6月25日に広島地方裁判所に提訴され、現在争点整理中です。

当社は、広島県収用委員会においてなされた裁決は、補償基準等に照らし妥当であると判断するため、裁判所に原告の請求を棄却するよう判決を求めています。

なお、当該損失補償に係る起業地については既に土地の引き渡しを受けています。

4 経営上の重要な契約等

該当する事項はありません。

5 研究開発活動

当会社では、都市高速道路の建設、維持管理等のコストの縮減、品質の向上及び安全で快適な走行を確保するために、新技術、新工法の活用に積極的に取り組んでいます。また、産官学の連携による研究開発活動等への参加やV Eによる民間技術の活用に積極的に取り組んでいます。

なお、これらの研究開発活動に係る費用は、貸借対照表の「道路」、「道路建設仮勘定」及び損益計算書の「道路管理費」等に含まれています。

6 財政状態及び経営成績の分析

(1) 経営成績の変動について

直近2事業年度における損益の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	平成 19 事業年度	平成 20 事業年度	前事業年度比
引当金等繰入	2,035	2,109	103.6%

平成20事業年度の引当金等繰入は、前事業年度に比べ約7千万円(3.6%)増加して約21億円となりました。

これは消費税還付金である償還準備積立金繰入の増加などによるものです。

(2) 経理の特徴について

当会社では、その財源状態や経営成績を明らかにするため、真実性の原則や正規の簿記の原則など一般に公正妥当と認められている企業会計原則に準じた会計処理を行っています。

会計処理の特徴としては、企業会計上一般に採用されている減価償却費等を計上する方式ではなく、償還準備金積立方式を採用していることがあげられます。

①償還準備金積立方式について

建設に要した借入金等を、あらかじめ決められた料金徴収期間内に着実に返済するとした償還主義の原則を重視し、当会社の貸借対照表や損益計算書では、借入金等の返済状況が一目で分かるように「償還準備金積立方式」を採用しています。

当会社では、料金収入など営業中の道路から生じる収入から管理費や金利などの費用を差し引いた額を借入金等の返済に充てており、その累計額を償還準備金として表示しています。

償還準備金は、民間企業であれば、その発生経緯(収支差益)から利益剰余金として資本の部に計上されます。しかし、有料道路事業では、借入金等の返済後に道路を無償で地方公共団体に引き渡すこととなることから、償還準備金を負債の部の特別法上の引当金等に計上しています。

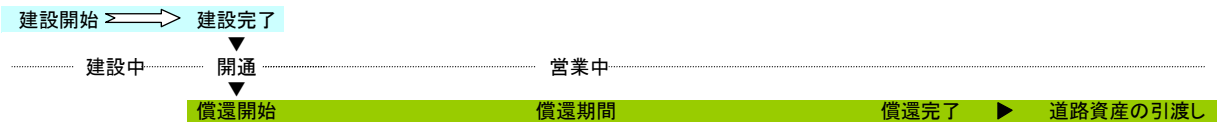
②広島高速道路の減価償却について

民間企業は、土地等を除く有形固定資産について減価償却を行うのに対し、当会社の道路資産は減価償却を行わず、建設投資額(建設に要した借入金等の総額)で表示します。

これは、有料道路事業が、営利を目的とせず、当会社は一般の事業会社のように、利益を株主に配当したり、法人税を課せられたりすることがないため、適正な配当利益や課税所得を算出する必要がないとの理由によるものです。

償還主義の原則にたてば、当会社ではその経営状態を把握する上で、借入金等の返済状況を示すことが極めて重要であると考えています。道路資産の減価償却を行わないことによって、貸借対照表中で建設投資額と償還準備金が対比される結果、借入金等の返済状況を示すこととなります。

〔参考〕 貸借対照表と損益計算書にみる償還準備金積立方式のしくみ



■ 貸借対照表

建設中に借入れたお金は道路建設に投下。建設投資額はすべて道路建設仮勘定に計上。

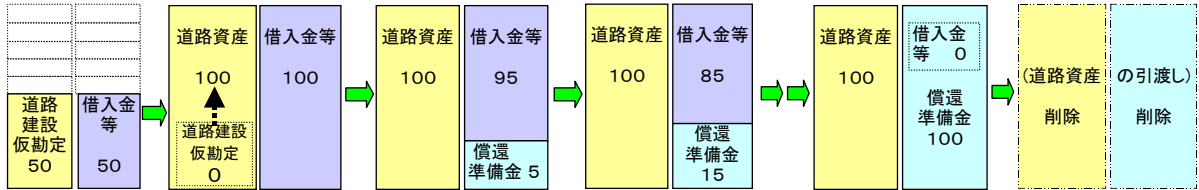
供用時点で道路建設仮勘定は、道路資産に振替え。道路資産は料金収入によって返済されるべき借入金の返済状況を示す(その額は料金徴収期間を通じて減価償却しない)。

損益計算書の償還準備金繰入への計上額は、借入金の返済に充てられる。貸借対照表では、その額だけ借入金残高が減少し償還準備金が増加。

料金徴収期間(償還期間)を通じて、毎年度借入金残高が減少し、償還準備金が増加。

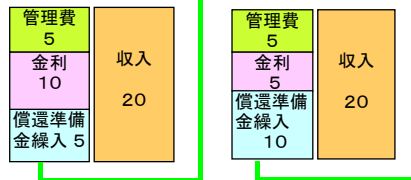
借入金残高がなくなり、道路資産と償還準備金と同額になると償還が完了。

道路は、道路管理者(広島県又は広島市)に引き渡されると同時に、貸借対照表からは道路資産と償還準備金が削除。



■ 損益計算書

供用後は毎年度、料金収入とともに費用(道路管理費や利息など)が発生。収入からこれらの費用を差し引いた額が償還準備金繰入として計上。



第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

平成20事業年度の建設事業における投資の概要は、以下のとおりです。

なお、下記事業以外については、記載すべき重要な事項はありません。

(1) 高速道路建設事業

① 広島高速1号線（福田～温品間約6.5km）

平成18事業年度に供用した延伸区間（広島東～馬木間）の工事影響補償等を実施しました。

② 広島高速2号線（温品～仁保間約5.9km）

前年度に引き続き、全区間にわたり、高架橋工事等を推進しました。

③ 広島高速3号線（宇品～観音間約5.1km）

前年度に引き続き、宇品～吉島間の高架橋工事等を推進しました。また、吉島～観音間の調査・設計を行うとともに、一部区間については、高架橋工事を推進しました。

④ 広島高速5号線（温品～二葉の里間約4.0km）

前年度に引き続き、温品JCT部の高架橋工事等を推進しました。

[参考] 高速道路建設事業の実施状況

(単位：百万円)

全体事業費	左の内訳			平成20事業年度末の進捗率
	平成19事業年度以前	平成20事業年度	平成21事業年度以降	
378,000	279,060	24,900	74,040	80.4%

2 主要な設備の状況（事業資産）

営業中の高速道路

(単位：km、百万円)

広島高速1号線	広島市東区福田町～ 広島市東区温品二丁目	6.5	68,979
広島高速3号線	広島市南区仁保沖町～ 広島市南区宇品海岸三丁目	2.6	38,408
広島高速4号線	広島市中区中広町一丁目～ 広島市安佐南区沼田町大字大塚	4.9	37,420
計		14.0	144,806

3 設備の新設、除却等の計画

広島高速道路事業の平成 21 事業年度建設事業計画は以下のとおりです。

(1) 高速道路建設事業

①広島高速 1 号線(福田～温品間約 6.5km)

平成 18 事業年度に供用した延伸区間(広島東～馬木間)の工事影響補償等を行います。また、高速 2 号線、高速 3 号線(宇品～吉島間)の開通に伴い必要となる管理事務所等の整備を行います。

②広島高速 2 号線(温品～仁保間約 5.9km)

前年度に引き続き、全区間にわたり、高架橋工事等を推進します。

③広島高速 3 号線(宇品～観音間約 5.1km)

前年度に引き続き、宇品～出島間の高架橋工事等を推進します。また、吉島～観音間の調査・設計を行うとともに、一部区間については高架橋工事等を推進します。

④広島高速 5 号線(温品～二葉の里間約 4.0km)

前年度に引き続き、温品 JCT 部の高架橋工事等を推進します。

(2) 平成 21 事業年度建設事業予算

(単位：百万円)

区分	収 入		支 出	
建設事業	出資金	4,245	業務費	17,926
	無利子貸付金	6,275	高速道路建設費	17,836
	特別転貸債	5,905	調査費	90
	広島高速道路債券等	3,875	一般管理費	954
			業務外支出	1,420
	計	20,300	計	20,300

[参考] 平成 21 事業年度予算(建設事業以外)

(単位：百万円)

管理事業	高速道路料金収入	3,873	維持改良費	460
	業務雑収入	29	業務管理費	1,259
	広島高速道路債券等	11,980	一般管理費	94
			業務外支出	14,064
			予備費	5
	計	15,881	計	15,881
受託事業	受託業務収入	2,057	受託工事費	2,057
	合 計	17,938	合 計	17,938

第4 法人の状況

1 基本金の推移

(単位:百万円)

	平成 16 事業年度	平成 17 事業年度	平成 18 事業年度	平成 19 事業年度	平成 20 事業年度
広島県出資金	3,619	2,721	2,546	3,533	2,683
広島市出資金	3,619	2,721	2,546	3,533	2,683
当期受入額	7,239	5,441	5,092	7,065	5,365
期末残高	43,677	49,118	54,210	61,275	66,640

- (注) 1. 当社は、公社法第4条の規定により、設立団体である広島県及び広島市から出資を受けています。(出資金受入総額=基本金の額)
2. この出資金は、借入金の償還完了後に、設立団体に返済することになります。

2 役員状況

(1) 役員の数及び任期

役員の数及び任期については、公社法第5条により、役員の数、任期その他役員に関する事項は、定款をもって規定しなければならないこととされています。

また、公社法第11条により、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く(ただし、定款で副理事長を置かないことができる)こととされ、その任期は、公社法第14条により、4年を超えられず、再任されることが旨定められています。

当社においては、定款第6条及び第9条で、役員の数及び任期について次のとおり定めています。

役職	定数	任期
理事長	1名	4年(再任されることが出来る) *補欠は、前任者の残任期間
副理事長	1名	
理事	4名以内	
監事	2名以内	

(2) 役員任命

公社法第13条により、役員のうち、理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされ、副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

(3) 役員状況

平成21年12月15日現在

役 職	氏 名 (生年月日)	略 歴
理 事 長	^{たか} ^{やま} ^{しげる} 高 山 茂 (昭和24年12月28日)	昭和48年2月 広島市入庁 平成18年6月 広島市道路交通局長 平成21年4月 当公社理事長
副 理 事 長	^{さわ} ^{ひろ} ^み 澤 博 海 (昭和25年9月17日)	昭和48年12月 広島県入庁 平成18年4月 広島県備北地域事務所建設局長 平成20年4月 当公社企画調査部長 平成21年4月 当公社副理事長
理 事	^{きり} ^{やま} ^{たか} ^{はる} 桐 山 孝 晴 (昭和38年5月26日)	昭和63年4月 建設省入省 平成19年7月 国土交通省総合政策局情報管理部 行政情報化推進課企画専門官 平成20年7月 当公社理事
監 事 (非常勤)	^し ^{みず} ^{ひで} ^き 清 水 秀 樹 (昭和26年1月22日)	昭和49年8月 広島県入庁 平成19年4月 公立大学法人県立広島大学 庄原キャンパス事務部長 平成20年4月 広島県会計管理者(兼)会計管理部長 (当公社監事)
監 事 (非常勤)	^{かみ} ^{もと} ^{よし} ^{のり} 紙 本 義 則 (昭和26年4月1日)	昭和48年4月 広島市入庁 平成16年4月 広島市財政局次長 平成19年4月 広島市会計管理者(兼)会計室長 (当公社監事)

3 コーポレート・ガバナンスの状況

当社のガバナンス体制は、大きく、(1)法令に基づくもの、(2)設立団体による監督等、(3)広島高速道路公社運営会議、(4)内部管理から構成されています。

(1) 法令に基づくもの

公社法に基づく主な認可、承認等については、本説明書の 11～13 ページをご参照ください。

(2) 設立団体による監督等

設立団体による監督等については、本説明書の 11～13 ページをご参照ください。

(3) 広島高速道路公社運営会議

広島高速道路公社運営会議は、広島県知事を会長として、広島市長、中国地方整備局長、広島商工会議所会頭及び当公社理事長をもって組織され、当公社の運営に関する重要事項を協議し、事業の適正かつ能率的な推進を図るため、例年、年 1 回開催しています。

(4) 内部管理

理事会は、理事長、副理事長、理事をもって構成され、毎事業年度の予算、決算等、当公社の業務運営上重要な事項について審議することとされています。

監事は、財務諸表及び決算報告書に関する意見を述べることとされています。

第5 財務の状況

1 財務諸表の作成方法

当社の財務諸表は、公社法、公社法施行規則、定款及び会計規程に基づき作成されています。

2 財務諸表の提出

当社は、公社法第26条の規定により、毎事業年度の決算完結後2ヶ月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、設立団体の長に提出しなければならないこととされています。

また、その提出にあたっては、国土交通省令で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、財務諸表と決算報告書に関する監事の意見をつけることとされています。

なお、当社の財務諸表には、金融商品取引法第193条の2第1項の規定の適用がないため、かかる規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けていません。

3 財務諸表等

次ページ以降に、平成20事業年度、平成19事業年度の順で掲載しています。

(1) 平成20事業年度

- ① 監事の意見書
- ② 財務諸表

(2) 平成19事業年度

- ① 監事の意見書
- ② 財務諸表

(1) 平成 20 事業年度

①監事の意見書

平成 20 事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書

広島高速道路公社定款第 20 条第 1 項に基づき、平成 20 事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書について、関係帳簿その他証拠書類と照合審査の結果、適正なものと認めます。


平成 21 年 5 月 21 日

広島高速道路公社
理事長 高山 茂 様

広島高速道路公社 監事

清水 秀樹 

広島高速道路公社 監事

紙本 義則 

②財務諸表

平成20事業年度 広島高速道路公社財産目録

平成21年3月31日現在

区 分	資 産 の 部		金 額 円	金 額 円
	内 容	記 載		
流動資産				
現金・預金				17,308,144,530
未収金	現金 道路料金収入ほか 普通預金 広島銀行県庁支店	25,656,424 8,969,450,516		8,995,106,940
前払費用	地方公共団体借入金(特別転貸債) 消費税還付金 道路料金収入 その他の未収金	5,550,000,000 459,657,795 336,534,872 1,961,120,784		8,307,313,451
固定資産				
事業資産	本社事務所及び本社事務所駐車場借上料、本社火災保険料ほか	5,724,139		5,724,139
道路			144,806,333,455	144,806,333,455
事業資産建設仮勘定	広島高速1号線 東区福田町～東区温品二丁目 広島高速3号線 南区仁保沖町～南区宇品海岸三丁目 広島高速4号線 西区中広町一丁目～安佐南区沼田町大字大塚	68,978,750,028 38,407,757,590 37,419,825,837		158,292,199,120
道路建設仮勘定	広島高速1号線 広島高速2号線 広島高速3号線 広島高速4号線 広島高速5号線	0 84,978,387,009 23,913,606,984 0 49,400,205,127	158,292,199,120	
有形固定資産				554,268,587
建物	事務所建物 5棟 その他の建物 6棟	286,324,405 246,738,567	533,062,972	
車両・運搬具	自動車 19台	16,409,719	16,409,719	
工具・器具・備品	備品等 52件	4,795,896	4,795,896	
無形固定資産				9,766,980
電話加入権	電話加入権 46件	4,646,480	4,646,480	
その他の無形固定資産	システムソフトウェア	5,120,500	5,120,500	
投資その他の資産	敷金・保証金			34,190,144
繰延資産	事務所等敷金	34,190,144		
債券発行費				263,336,614
借入金取扱諸費	広島高速道路債券に係る発行手数料 市中銀行等借入金に係る事務取扱手数料	62,326,683 147,151,791	62,326,683 147,151,791	62,326,683 147,151,791
調査費	高速道路建設に係る調査費	53,858,140		53,858,140
	資 産 の 部 合 計			321,268,239,430

区 分	負 債 の 部		金 額
	内 訳	金 額	
	摘 要	金 額	金 額
流 動 負 債		円	円
短期借入金			29,035,015,521
未 払 金	公社借入金のうち、償還日が1年以内に到来するもの	12,669,477,982	12,669,477,982
未 払 費 用	業務費	15,823,637,931	16,112,365,864
	維持改良費	124,057,964	
	業務管理費	143,856,494	
	一般管理費	18,341,115	
	その他	2,472,360	
預 り 金	公社借入金に係る平成20年度中の未払利息等	130,176,233	130,176,233
前 受 収 益	所得税・住民税・社会保険料、契約保証金等	121,961,462	121,961,462
	事業用地の目的外使用料の前受金	1,033,980	1,033,980
固 定 負 債			205,934,660,523
広島高速道路債券			19,992,733,334
地方公共団体借入金	広島高速道路債券	19,992,733,334	75,014,531,712
	広島県借入金(特別転貸債)	37,507,265,856	
	広島市借入金(特別転貸債)	37,507,265,856	
公営企業金融公庫借入金	公営企業金融公庫借入金	9,376,309,597	9,376,309,597
政府借入金	政府借入金(有料道路整備等資金貸付金)	24,256,270,174	83,352,498,480
	政府借入金(道路事業資金収益回収特別貸付金)	59,096,228,306	
市中銀行等借入金	市中銀行等借入金(有料道路事業)	18,163,650,000	18,163,650,000
退職給与引当金	役職員の退職手当引当金	34,937,400	34,937,400
特別法上の引当金等			19,524,090,856
償還準備金	広島高速1・3・4号線に係る償還準備金(収支差益)	12,387,145,891	12,387,145,891
償還準備積立金	消費税還付金	7,136,944,965	7,136,944,965
負 債 の 部 合 計			254,493,766,900
正 味 財 産			66,774,472,530

平成20事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

平成21年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
	円		円
流動資産	17,308,144,530	流動負債	29,035,015,521
現金・預金	8,995,106,940	短期借入金	12,669,477,982
未収金	8,307,313,451	未払金	16,112,365,864
前払費用	5,724,139	未払費用	130,176,233
固定資産	303,696,758,286	預り金	121,961,462
事業資産	144,806,333,455	前受収益	1,033,980
道 路	144,806,333,455	固定負債	205,934,660,523
事業資産建設仮勘定	158,292,199,120	広島高速道路債券	19,992,733,334
道路建設仮勘定	158,292,199,120	地方公共団体借入金	75,014,531,712
有形固定資産	554,268,587	公営企業金融公庫借入金	9,376,309,597
建 物	533,062,972	政府借入金	83,352,498,480
車両・運搬具	16,409,719	市中銀行等借入金	18,163,650,000
工具・器具・備品	4,795,896	退職給与引当金	34,937,400
無形固定資産	9,766,980	特別法上の引当金等	19,524,090,856
電話加入権	4,646,480	償還準備金	12,387,145,891
その他の無形固定資産	5,120,500	償還準備積立金	7,136,944,965
投資その他の資産	34,190,144	(負債合計)	254,493,766,900
敷金・保証金	34,190,144		
繰延資産	263,336,614	基本金	66,640,000,000
債券発行費	62,326,683	地方公共団体出資金	66,640,000,000
借入金取扱諸費	147,151,791	剰余金	134,472,530
調査費	53,858,140	利益剰余金	134,472,530
		準備金	134,466,040
		当期利益金	6,490
		(資本合計)	66,774,472,530
資産合計	321,268,239,430	負債・資本合計	321,268,239,430

(注) 未収金には地方公共団体借入金55億5千万円を含んでいる。

平成20事業年度 広島高速道路公社損益計算書

平成20年4月 1日から
平成21年3月31日まで

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
	円		円
経常費用	6,673,584,528	経常収益	6,673,591,018
事業資産管理費	1,363,626,748	業務収入	4,082,395,701
道路管理費	1,363,626,748	道路料金収入	4,052,752,849
一般管理費	145,213,516	業務雑収入	29,642,852
一般管理費	114,359,783	受託業務収入	1,958,404,428
退職給与引当金繰入	0	受託業務収入	1,958,404,428
減価償却費	30,853,733	業務外収益	632,790,889
引当金等繰入	2,108,858,477	受取利息	17,864,379
償還準備金繰入	1,519,613,374	雑益	614,926,510
償還準備積立金繰入	589,245,103		
受託業務費	1,958,404,428		
受託業務費	1,958,404,428		
業務外費用	1,097,481,359		
債券利息	98,290,124		
借入金利息	968,371,836		
債券発行費償却	1,939,372		
借入金取扱諸費償却	11,613,571		
雑損	17,266,456		
(当期利益金)	6,490		
合計	6,673,591,018	合計	6,673,591,018

(2) 平成 19 事業年度

①監事の意見書

平成 19 事業年度広島高速道路公社財務諸表及び決算報告書に関する意見書


広島高速道路公社定款第 20 条第 1 項に基づき、平成 19 事業年度広島高速道路公社財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書について、関係帳簿その他証拠書類と照合審査の結果、適正なものと認めます。

平成 20 年 5 月 23 日


広島高速道路公社

理事長 田原克尚 様

広島高速道路公社 監事

清水 彰樹 

広島高速道路公社 監事

紙本 義則 

②財務諸表

平成19事業年度 広島高速道路公社財産目録

平成20年3月31日現在

区 分	資 産 の 部		金 額	金 額
	内 容	訳 金 額		
流動資産			円	円
現金・預金				13,613,510,006
未収金	現金 道路料金収入ほか 普通預金 広島銀行県庁支店	16,282,950 6,341,311,449		6,357,594,399
前払費用	地方公共団体借入金(特別転貸債) 消費税還付金 道路料金収入 その他の未収金	5,595,000,000 367,735,570 204,085,202 1,083,370,696		7,250,191,468
固定資産				
事業資産	本社事務所及び本社事務所駐車場借上料、本社火災保険料ほか	5,724,139		5,724,139
道路			143,876,343,866	143,876,343,866
事業資産建設仮勘定	広島高速1号線 東区福田町～東区温品二丁目 広島高速3号線 南区仁保沖町～南区宇品海岸三丁目 広島高速4号線 西区中広町一丁目～安佐南区沼田町大字大塚	68,587,830,371 38,163,450,441 37,125,063,054		134,369,474,137
道路建設仮勘定			134,369,474,137	
有形固定資産				557,366,298
建物	広島高速1号線 広島高速2号線 広島高速3号線 広島高速4号線 広島高速5号線	209,693,732 69,882,972,331 15,766,462,197 305,843,647 48,204,502,230	528,086,571	
車両・運搬具	事務所建物 5棟 その他の建物 6棟	299,768,750 228,317,821	24,144,483	
工具・器具・備品	自動車 21台 備品等 54件	24,144,483 5,135,244	5,135,244	
無形固定資産				11,163,480
電話加入権	電話加入権 46件	4,646,480	4,646,480	
その他の無形固定資産	システムソフトウェア	6,517,000	6,517,000	
投資その他の資産				33,850,144
敷金・保証金	事務所等敷金	33,850,144	33,850,144	
繰延資産				252,831,424
債券発行費	広島高速道路債券に係る発行手数料		33,159,150	33,159,150
借入金取扱諸費	市中銀行等借入金に係る事務取扱手数料		183,779,924	183,779,924
調査費	高速道路建設に係る調査費		35,892,350	35,892,350
	資 産 の 部 合 計			292,714,539,355

区 分	負 債 の 部		金 額
	内 容	訳 金 額	
流 動 負 債			22,596,991,040
短期借入金			10,105,126,845
未 払 金	公社借入金のうち、償還日が1年以内に到来するもの	10,105,126,845	12,354,122,644
	業務費	12,115,127,118	
	維持改良費	159,685,848	
	業務管理費	61,149,536	
	一般管理費	17,433,423	
	業務収入その他	726,719	
未 払 費 用			108,363,682
	公社借入金に係る平成19年度中の未払利息等	108,363,682	
預 り 金			24,679,196
	所得税・住民税・社会保険料等	24,679,196	
前 受 取 益			402,240
	事業用地の目的外使用料の前受金	402,240	
仮 受 金			4,296,433
	回数券販売委託の仮受金等	4,296,433	
固 定 負 債			191,292,849,896
広島高速道路債券			9,994,100,000
	広島高速道路債券	9,994,100,000	
地方公共団体借入金			70,694,780,134
	広島県借入金(特別転貸債)	35,347,390,067	
	広島市借入金(特別転貸債)	35,347,390,067	
公営企業金融公庫借入金			9,352,716,291
	公営企業金融公庫借入金	9,352,716,291	
政府借入金			78,743,471,346
	政府借入金(有料道路整備等資金貸付金)	18,562,471,371	
	政府借入金(道路事業資金収益回収特別貸付金)	60,180,999,975	
市中銀行等借入金			22,470,500,000
	市中銀行等借入金(有料道路事業)	22,470,500,000	
退職給与引当金			37,282,125
	役職員の退職手当引当金	37,282,125	
特別法上の引当金等			17,415,232,379
償還準備金			10,867,532,517
	広島高速1・3・4号線に係る償還準備金(収支差益)	10,867,532,517	
償還準備積立金			6,547,699,862
	消費税還付金	6,547,699,862	
負 債 の 部 合 計			231,305,073,315
正 味 財 産			61,409,466,040

平成19事業年度 広島高速道路公社貸借対照表

平成20年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
	円		円
流 動 資 産	13,613,510,006	流 動 負 債	22,596,991,040
現金・預金	6,357,594,399	短期借入金	10,105,126,845
未収金	7,250,191,468	未払金	12,354,122,644
前払費用	5,724,139	未払費用	108,363,682
固 定 資 産	278,848,197,925	預り金	24,679,196
事業資産	143,876,343,866	前受収益	402,240
道路	143,876,343,866	仮受金	4,296,433
事業資産建設仮勘定	134,369,474,137	固 定 負 債	191,292,849,896
道路建設仮勘定	134,369,474,137	広島高速道路債券	9,994,100,000
有形固定資産	557,366,298	地方公共団体借入金	70,694,780,134
建 物	528,086,571	公営企業金融公庫借入金	9,352,716,291
車両・運搬具	24,144,483	政 府 借 入 金	78,743,471,346
工具・器具・備品	5,135,244	市中銀行等借入金	22,470,500,000
無形固定資産	11,163,480	退職給与引当金	37,282,125
電話加入権	4,646,480	特別法上の引当金等	17,415,232,379
その他の無形固定資産	6,517,000	償 還 準 備 金	10,867,532,517
投資その他の資産	33,850,144	償還準備積立金	6,547,699,862
敷金・保証金	33,850,144	(負 債 合 計)	231,305,073,315
繰 延 資 産	252,831,424	基 本 金	61,275,000,000
債券発行費	33,159,150	地方公共団体出資金	61,275,000,000
借入金取扱諸費	183,779,924	剰 余 金	134,466,040
調査費	35,892,350	利益剰余金	134,466,040
		準 備 金	120,846,379
		当 期 利 益 金	13,619,661
		(資 本 合 計)	61,409,466,040
資 産 合 計	292,714,539,355	負 債 ・ 資 本 合 計	292,714,539,355

(注) 地方公共団体借入金及び未収金には、平成20年5月27日借入予定の5,595,000,000円を含んでいる。

平成19事業年度 広島高速道路公社損益計算書

平成19年4月 1日から
平成20年3月31日まで

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
	円		円
経常費用	5,468,111,561	経常収益	5,481,731,222
事業資産管理費	1,134,826,684	業務収入	3,896,911,435
道路管理費	1,134,826,684	道路料金収入	3,848,168,661
一般管理費	131,500,817	業務雑収入	48,742,774
一般管理費	97,422,256	受託業務収入	1,055,732,116
退職給与引当金繰入	6,120,900	受託業務収入	1,055,732,116
減価償却費	27,957,661	業務外収益	529,087,671
引当金等繰入	2,035,449,366	受取利息	8,606,845
償還準備金繰入	1,538,354,701	雑益	520,480,826
償還準備積立金繰入	497,094,665		
受託業務費	1,055,732,116		
受託業務費	1,055,732,116		
業務外費用	1,110,602,578		
債券利息	8,626,070		
借入金利息	1,070,954,649		
債券発行費償却	316,136		
借入金取扱諸費償却	11,613,571		
雑損	19,092,152		
(当期利益金)	13,619,661		
合計	5,481,731,222	合計	5,481,731,222